

草津栗東行政事務組合議会処務規程

令和4年10月14日

議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 草津栗東行政事務組合議会（以下「組合議会」という。）の処務に関して必要な事項は、この訓令の定めるところによる。

(職員)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第4項の規定により、組合議会に書記長および書記を置く。

2 書記長および書記は、管理者の事務局の職員をもって充てる。

(職務)

第3条 書記長は議長の命を受け、組合議会の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

2 書記は、書記長の指揮を受け、組合議会の事務に従事する。

(公印)

第4条 公印の種類、寸法、用途等は別表第1のとおりとし、そのひな形は、別表第2のとおりとする。

2 公印の保管および使用は、書記長が責任をもって行わなければならない。

3 公印を新調し、または改刻し、もしくは廃止しようとするときは、議長の承認を受けなければならない。

(事務の処理)

第5条 この訓令に定めるもののほか、事務の処理については、管理者の事務局の例による。

付 則

この訓令は、令和4年10月14日から施行する。

別表第1（第4条関係）

公印の種類、寸法等

ひな形番号	公印の名称	寸法 (mm)	書体	用途	保管者
1	草津栗東行政事務組合 議会印	方24	隸書	議会名をもって発する公文 書用	書記長
2	草津栗東行政事務組合 議会議長之印	方21	隸書	議長名をもって発する公文 書用	書記長

別表第2 (第4条関係)

(1)

組	行	草
合	政	津
議	事	栗
会	務	東
印		

(2)

議	組	行	草
長	合	政	津
之	議	事	栗
印	会	務	東